

# カルヴァン派の墮罪前予定説か、アルミニウス派の条件付き救済か

## *Paradise Lost* 第3巻予定に関する御父の言葉再考

堀内直美

ジョン・ミルトン(John Milton,1608-74)の『失樂園』(以下 *Paradise Lost*)第3巻における、墮落後の人間の救済に関する御父の言葉(183-202行)には、カルヴァン主義の墮罪前予定説に基づく部分とアルミニウス派の条件付き救済を説いていると思われる部分が混在している。そのため学者達はこの御父の言葉の意味を様々に論じたが、現在の標準的解釈はアルミニウス派の教義に基づく解釈で確立している。しかし近年は、カルヴァン派の立場から読み替えがなされている点は看過できない。批評史的にはアルミニウス主義的に読む流れが主流だが、本発表では近年のカルヴァン主義的な読みに寄り添っての読解を試みたい。実際に *Paradise Lost* の問題の箇所を論じる前に、ミルトン、ジョン・カルヴァン(John Calvin, 1509-64)の「選び」「召し」「新生」についての考え方、論じ方があるので、それを見ておきたい。

ミルトンは『キリスト教教義論』(*Christian Doctrine*)第1巻4章で普遍救済を主張し、アルミニウス派の条件付き救済、つまり墮罪後予定説を主張する。その反面、カルヴァンが強調する神の恩恵、つまり恩恵の中心性を主張する。17章で一般的な召しと特別な召しがあること、また神は選ばれた者のみならず見放された者を特別な召しによって招くと主張するが、神の力で人間の心と意志が修復され神の知識の方へ動かされると詳述している。25章で聖霊つまり神の恩恵によって導かれる聖徒の堅忍を主張している。これらの主張は神の恩恵の働きを強調する墮罪前予定説に基づくカルヴァン派の救済に近いと思われる。カルヴァンは『キリスト教綱要』(*Institutes of the Christian Religion*)第3巻24章8節で、召しに二種類—普遍的な召しと特殊な召し—があることを強調する。カルヴァンによれば、神はすべての者を普遍的な召しによって招き、信者を特殊な召しによって招く。6節で、彼は選びの確かさは召しと結びついているので、「あらかじめ選ばれた者は召される」(ローマ8:30)と主張し、「召されたものは多いが、選ばれる者は少ない」(マタイ22:14)によって神は「少数の民」に特別な恩恵を与えたことを示す。

それでは多くの学者がアルミニウス主義的に理解する *Paradise Lost* のテキスト、183-202行(都合により詩文省略)を見てみよう。この箇所でミルトンが第一段階の振り分けにおいて、人間を183行目の「いくらかの者」(“Some”)と185行目の「他の者」(“The rest”)に分け、第二段階の振り分けで、195行目の「神の呼びかけを聞く者」(“they will hear”)と199行目の「無視しさげすむ者」(“They who neglect and scorn”)に言及していることは周知の事実である。第一段階の振り分けは、「永遠の選びについて、神はこれによってあるものを救いにあるものを滅びに予定したもう」(“Of the Eternal Election, by which God has Predestined some to Salvation, and Others to Destruction,” 3.21)とカルヴァンが『キリスト教綱要』第3巻21章の表題で書く振り分けに一致すると思われるのでカルヴァン的である。ここでは some と the rest への、つまり、すべての者への「召し」(call, vocation)が前提とされている。だが、カルヴァンの予定説では、召された者の中で、some だけがあらかじめ救いに予定されているので選ばれる。the rest について、183-84行の言葉だけとれば、この段階では「見捨てられている」も同然である。まさに、神が some には183行目の“peculiar grace”が示すように、特殊な形での恩恵を付与をしているからである。

他方、第二段階の振り分けに関して、モーリス・ケリー(Maurice Kelly)に代表されるアルミニウス派の学者は、この部分を人間の自由意志を強調する議論として認識している。彼らは先に触れた二段階の振り分けの後の振り分けで、アルミニウス主義の見解に則った恩恵付与後の人間の意志の自由を指摘する。すなわち、端的に「意志する」という語を含む195行目の“if they will hear”と「(恩恵を)蔑ろにし、さげすむ」という言い方で恩恵拒否の可能性を示した199行目の“they neglect and scorn”をアルミニウスの読解の根拠とする。しかし、この二ヶ所の動詞の使われ方が、微妙に異ならないだろうか。「意志するならば」の方は“if they will hear”と will という助動詞が入っている。だがすぐ後ろに対比的に置かれている“neglect and scorn”は助動詞なしの直説法現在、つまり「常態」の表現である。これは、人のうちにある神の置いた審判者たる良心に耳を傾けるように意志するのは常態ではなく、特殊な状態、言い換えれば、the rest の中の少数の者＝「選ばれた・特権的な」者がすること、と解せないだろうか。そこに神の「選び」が働いていると思われるのである。さらにいえば、良心に聞く＝神に従う方には will を付し、もう片方には付さない、という書き方は、仮に恩恵が付与された後の人間に自由意志による選択が与えられていても、対等な二つの選択肢から選ぶのとはいえない種の選択ではないことを示唆する。アルミニウスの解釈が想定させる、従順・不従順が五分五分の選択、とは違う選択しか

考えられていない印象がある。

今、人の側の意志については、従順・不従順、両方向に自由に選べる、とは言いかねるような書かれ方がされている事を指摘した。次に、最終的な救済に至るまでのプロセスにおいて、人間側の意志・意向よりも、神側の意向の方が強調されている点に注目すべきだろう。人間側の自由意志を示唆する言い方は、もし助動詞だけに注目するなら 195 行目の“they will hear”の一ヶ所しか出てこないが、対するに神の側の意志は、主語こそ 2 人称・3 人称だが実態は話者の意志を現す shall、すなわち、神の意志を表す 185 行目の“shall hear me call”、196 行目の“they shall attain”、そして 199 行目の“shall never taste”という言い方で、繰り返し表明されている（神が、自らを 1 人称主語にして、その意志を示している箇所としては、194 行目の“I will place”が挙げられる）。こんな風に、神たる「私」の意志表示が繰り返されていることは、救済の主導権は神の側にあることを示唆している。

最後に、上に挙げた箇所が「恩恵」(grace)にはじまり、「恩恵」(grace)に終わっていることに気づいただろうか。上の箇所は 187 行目の末尾に“grace”という語が見え、ここから始まり、190-91 行目で“to pray, repent, and bring obedience due / to prayer, repentance, and obedience due”と人間の側を主体とする回心の行為が記された後、198 行目の末尾で、再度“grace”という語がくるキアズマ的な構造をなしている。grace という語が前にくることでジェームズ・アルミニウス(James Arminius, 1560-1609)も認める恩恵の先行性が視覚的に示されている。しかし、アルミニウスは恩恵付与後の人間の意志の自由を認めるので、「先行する恩恵」(prevenient grace)に対する「その後の恩恵」(subsequent grace)の意義は、相対的には低くなる。だが、上に指摘した通り、「前」ではなく「後」にも grace という語が置かれることで、恩恵により自由選択能力を与えられた人間とはいえ、その後も恩恵が必要であること、ないし人間が選択して行く堅忍の行為も恩恵がなければ完成しないことが、視覚化されているといえる。カルヴァン派のグラント・ホナー(Grant Horner)は御父の恩恵がいかに働くかを詳細に述べる。彼は grace と grace によって挟まれているキアズマ的な構造を 183 行目の「格別の恩恵」(“peculiar grace”)から 198 行目の“grace”とし、in grace という「選ばれた」状態にあるのは、神に選ばれた＝予定された者だけで、実際に救いに至らない者＝the reprobate の運命は、この“grace”の枠の外側でしか書かれていない、と指摘している(226)。183 行目の“peculiar grace”から挟む事によって、彼はカルヴァン的予定で選ばれた者の救済を視覚化している。そのため彼は御父の示す救済の過程は選ばれた者のためだけであると言う(227)。我々もホナーのように、187 行目と、198 行目の“grace”で囲まれたこの救済の過程は選ばれた者のためであると考える。

こう見るとミルトンもカルヴァン的二分法、救済される「いくらかの者」(some)と見放される「他の者」(the rest)に立っている。彼は救われる方については最終的に救済に至るまでのプロセスを詳述し、救われない方については多くを語らない。そして、詩行においても、恩恵の予定に漏れた out of grace な者については grace で囲われた枠の外でしか語らない。185 行目から 197 行目までの“they”は救われる側についての様態の説明だから the rest を指しているように見えても、実際は some を指す。他方 199 行目に出てくる“*They who neglect and scorn*”が見捨てられる側で、これが実質的な the rest である。ミルトンは救われない方についてはたった五行で済ましている。これこそカルヴァン派の予定説であり、カルヴァンの言う「少数の民」は *Paradise Lost* で御父が語る「いくらかの者」(“Some,”183)に、召されても選ばれない者は「他の者」(“The rest,”185)に相当すると言えるのではないだろうか。これにより、アルミニウス派の学者の主張する通常の第二段階の振り分け三つのグループに人間を分ける読みでも、カルヴァン主義的な要素は認められると思われる。

## 引用文献

- The Arminian Articles, A.D. 1610, *The Creeds of the Christendom*, with A History and Critical Notes. Ed. Philip Schaff. 3 vols, New York: Harper, 1919, 550-59. Print.
- Calvin, John. *The Institutes of the Christian Religion*. Trans. Henry Beveridge. Massachusetts: Hendrickson, 2008. Print.
- Horner, Withers Grant, II. *The Heresy of John Milton, Calvinist: Reforming The Puritan Poet with Historical Theology*. Diss. Claremont Graduate U, 2017. Ann Arbor: MI, ProQuest LLC 2017. Print.
- Kelly, Maurice. *This Great Argument: A Study of Milton's De Doctrina Christiana as a Gloss upon Paradise Lost*. Gloucester: Smith, 1962. Print.
- Milton, John. *Complete Prose Works of John Milton*, vol. 6. Ed. Maurice Kelley. Trans. John Carey. New Haven and London: Yale UP, 1973. Print.
- . *Paradise Lost*. Ed. Alastair Fowler, 2nd.ed. Harlow, England: Pearson, 2007. Print.
- カルヴァン 渡辺信夫訳『キリスト教綱要』Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ/1、2 新教出版社、1977年。